

議案第 2 4 号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年 3 月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項本文中「前項」を「前 2 項」に、同項ただし書中「この限りでない」を「前項の規定により日当を支給する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、近畿圏（近畿圏整備法（昭和38年法律第1 2 9号）第 2 条第 1 項に規定する区域から福井県を除いた区域をいう。）へ出張する場合における日当の額は、別表に規定する額の 2 分の 1 に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。